

# 障害者活躍推進計画

朝 日 町  
朝日町教育委員会

令和2年3月

機関名	朝日町・朝日町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
朝日町における障害者雇用に関する課題	<p>朝日町の職員数は190人程度の職員数であり、定期的に障害者に限定した募集・採用を行ってきており法定雇用率は達成しているが、教育委員会内での短時間勤務職員の増加と人事異動等を考慮するため、互いに連携して対応していくために地方公共団体の特例申請を行い、令和元年5月21日付けで地方公共団体の特例認定を受けました。</p> <p>計画期間の終期までには法定雇用率を引続き達成するためにも、積極的な採用が必要であり、採用した障害者である職員の活躍のためには、定着できるよう積極的な体制整備が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【目 標】 令和5年6月1日時点 3.00%</p> <p>【実雇用率】 2.85%（令和元年6月1日現在）</p> <p>*令和元年5月21日 地方公共団体の特例認定済</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p> <p>○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。</p> <p>○プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインに沿って、全職員に障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向確認の上検討する。</p> <p>○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の定着率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用後1年後の定着率 100%</li> <li>・平均勤務年数 4年0ヶ月</li> </ul>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>以下、各部局と連携して障害者である職員等に広く周知し、情報共有の体制整備を行う。</p> <p>○障害者雇用推進者として総務課長、教育課長を選任</p> <p>○障害者職業生活相談員として総務課人事担当者を選任（令和元年10月1日選任済）</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2)人材面	<p>○障害者が配属されている所属の職員を中心に、労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。（平成30年10月12日 1名受講済）</p>

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>以下、各部局と連携して行う。</p> <p>○新規採用又は異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>以下、各部局と連携して行う。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い。継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○大学生を対象としたインターシップの中で障害学生の受け入れを行うとともに、特別支援学級の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。</p> <p>○このほか、一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置する、本採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等障害特性への配慮を行う。</p> <p>○定員の範囲内でステップアップの枠組みを活用し、常勤職員の選考に当たり、非常勤職員として一定期間勤務する障害者である職員を対象とした常勤職員への任用に係る公募を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> </ul> <p>○特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</p>

	(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)キャリア形成	○本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5)その他の人事管理	○ハローワーク、地域障害者就業センター・障害者就業・生活支援センター等の支援機関等と連携を図り、随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。